

見附市告示第107号

見附市社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減制度事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年5月30日

見附市長 稲田 亮

見附市社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減制度事業実施要綱
の一部を改正する要綱

見附市社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減制度事業実施要綱（平成14年見附市告示第48号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式（裏）及び別記第4号様式の2（裏）中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に使用されている改正前の要綱に定める様式については、当分の間、使用することができる。